

うるま市高齢者福祉サービスのご案内

(介護保険サービス以外のサービス)

うるま市では、介護保険サービス以外にも、高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。
(※利用条件がありますので、詳しくは、介護長寿課・地域包括支援センターまでお問い合わせ下さい)

1. 高齢者紙おむつ支給事業

(紙おむつ等を使用する高齢者に対し紙おむつ等を支給するサービス)

◆担当窓口 介護長寿課 (973-3208)

紙おむつを利用している寝たきり高齢者に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給するサービスです。

《支給額》月額 最大8,500円

《支給条件》①要介護認定で要介護4～5(相当含む)と認定された65歳以上の高齢者

②その属する世帯及び同敷地内に居住する家族世帯が住民税非課税世帯(※生活保護世帯は対象外)

③介護保険施設に入所していない方

④申請日が月の16日以降の時は、有効期間の始期を翌月からとする。



2. 在宅介護者手当支給事業 (高齢者を介護しているご家族に手当金を支給するサービス)

◆担当窓口 介護長寿課 (973-3208)

65歳以上の高齢者を介護しているご家族に対して、介護者手当金を支給します。

《支給額》月額 5,000円

《支給条件》①要介護認定で要介護3～5(相当含む)の認定を受けた65歳以上の高齢者を同居介護している方

②高齢者と家族全員に介護保険料の未納がないこと

③生活保護をうけていない方

3. ふれあいコール事業 (1人暮らしの高齢者の安否を電話で確認するサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター (973-5112)

1人暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、その身の安全を確認するサービスです。

《利用条件》65歳以上の1人暮らしの高齢者

4. 在宅高齢者等日常生活用具給付事業

(日常生活を安心して暮らすために、電磁調理器(IH)や火災警報器等を支給するサービス)

◆担当窓口 介護長寿課 (973-3208)

1人暮らしの高齢者や高齢者世帯が自宅で安心して生活できるよう、電磁調理器・住宅用防災警報器・消火器を支給します。

《利用条件》①65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

②慢性疾患、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な在宅高齢者

③住民税非課税世帯

5. 緊急通報システム事業 (利用者の緊急時対応のため関係機関への通報サービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター (973-5112)

利用者が緊急時に専用の通報機器を使い、消防等へ通報するサービスを提供します。

《利用条件》①在宅でひとり暮らしをしている65歳以上の虚弱な高齢者

②65歳以上の高齢者のみの世帯で、どちらか虚弱な場合

③ひとり暮らしの重度身体障がい者で、原則として所得税非課税世帯に属する者

6. 外出支援サービス事業 (外出を手助けするサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター (973-5112)

心身の理由により、介助なしではバスやタクシーを利用できない高齢者に対して、リフト車やストレッチャー付きの福祉車両を使い、病院通院や外出のお手伝いをします。(週に1回程度)

《利用条件》①介助なしではバスやタクシーを利用することが困難な高齢者(車いす利用者等)

②65歳以上、在宅で生活している高齢者

③住民税非課税世帯

7. 家族介護慰労金支給事業

(介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族に慰労金を支給するサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター (973-5112)

寝たきりの方を介護しているご家族に対して、**慰労金10万円(1年に1回)**を支給します。

- 《支給条件》①要介護認定で要介護4～5(相当含む)と認定された40歳以上のかたを在宅で介護している方
②要介護者と介護者が住民税非課税世帯であること。
③認定開始日より1年間介護保険サービスを利用してないこと。(3ヶ月以上の長期入院がないこと)
④要介護者に介護保険料の未納がないこと

※ 申請後、訪問調査の上、支給可否を決定します。

8. 食の自立支援サービス事業 (食事を配達するサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター (973-5112)

病気などの理由により、食事を作ることができなくなった高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供します。

《利用料》 1食あたり：非課税世帯400円、課税世帯500円

《利用条件》 65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

※ 申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます



9. 軽度生活援助事業 (ヘルパーを派遣するサービス)

◆担当窓口 地域包括支援センター (973-5112)

ヘルパーを派遣して日常生活上の援助(居室の掃除・食事の用意など)を行います。

《利用料》 1時間あたり：120円

- 《利用条件》①日常生活を営むことに支障があり、介護保険認定を受けていない高齢者及び
介護予防・日常生活総合事業対象者とされていない高齢者
②65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
③住民税非課税世帯

※ 申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。

※上記のサービスを受けるには、
うるま市介護長寿課・地域包括支援センターの窓口で申請が必要です。

その他にも、地域公民館でのミニデイサービスや社協の生きデイサービス等のふれあい交流事業、家族介護支援事業、その他高齢者福祉サービスがありますので、詳しくは市役所介護長寿課か地域包括支援センターまでお尋ね下さい。

うるま市福祉部介護長寿課

電話番号：973-3208

うるま市地域包括支援センター

電話番号：973-5112